

## 陳 情 文 書 表

令 2 陳情第 1 2 号	令和 2 年 5 月 2 5 日受理
件 名	公共関連施設におけるグリホサートとネオニコチノイド系農薬使用の全面禁止を求める意見書を国に提出するとともに秦野市独自の条例制定を求める陳情
陳 情 者	秦野市南矢名 5 0 5 - 2 9 須藤 直子
陳 情 の 要 旨	
<p>健康被害の疑いのあるグリホサートとネオニコチノイド系農薬の使用については、国として公共関連施設（学校、公共施設、道路付近など）における全面禁止を定めるべきです。</p> <p>グリホサートは除草剤の主成分として開発されたものであり、分解されずに雨や河川水、飲料水への蓄積が懸念されています。欧米の調査ではほぼ 9 割の方々の体内から検出されていると言われていています。</p> <p>また、発がん性も疑われています。世界保健機関（WHO）の外部機関である国際がん研究機関は 2 0 1 5 年 3 月に、グリホサートは「人に対しておそらく発がん性がある」グループに分類したと公表しています。</p> <p>ネオニコチノイド系農薬は、たばこに含まれるニコチンに似た成分、ネオニコチノイドをベースにする殺虫剤です。蜂の大量死や、赤トンボの激減の原因と指摘する専門家や、人の脳や神経の発達に悪影響を及ぼすおそれがあると懸念する意見もあります。このため、環境保護団体や研究者などから、規制強化や適正な環境影響評価を求める声が挙がっています。直近では欧州委員会が 2 0 1 8 年中に 3 種類のネオニコチノイド系農薬の屋外使用を禁止することを決定しています。</p> <p>国においては農薬全般に関して、代替手段の検討をはじめ抑制的な使用や市民への公開を原則とした通知（2 0 1 3 年 4 月 2 6 日付けの住宅地等における農薬使用について）を行い、基本的には抑制の方向を示しています。つきましては、被害が大きいグリホサートとネオニコチノイド系農薬については公共関連施設における使用を全面禁止とすることなどについて、地方自治法第 9 9 条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p>	

また、秦野市においてもこれらの条例制定を求めます。

#### 陳情事項

- 1 以下の内容を盛り込んだ意見書を国に提出すること。
  - (1) グリホサートとネオニコチノイド系農薬については公共関連施設（学校、公共施設、道路付近など）における使用を全面禁止すること。
  - (2) 水道水や食品におけるグリホサートとネオニコチノイド系農薬の基準を強化すること。
- 2 本市において上記(1)及び(2)の内容を含む条例を制定すること。